

# 水道管の凍結に注意

気温がマイナス4度以下になると水道が凍結し、水道管や蛇口などが破損します。天気予報などで低温注意情報が発表されたときは凍結防止の対策をしましょう。

☎ 上下水道課 22-3196  
 ☎ 内牧水道分室 32-2731  
 ☎ 波野水道分室 24-2001

**まずは確認**  
**こんな水道管は要注意**

- ・ 屋外でむき出しになっている
- ・ 北向きで日が当たらない
- ・ 風あたりが強い場所

## 凍結を防ぐには

### 水道管を覆う

市販の水道管用の保温剤や、タオル・毛布・発泡スチロールなどで水道管を覆い、濡れないようにビニールテープを巻く。



### 蛇口から水を少し出しておく

出した水の分は、料金がかかります。出し過ぎには注意してください。

### メーターボックスに保温材を入れる

細かく砕いた発泡スチロールなどをビニール袋に入れてメーターを覆うように詰める。メーター検針の妨げにならないよう注意。



### 水道管が凍結したら

自然に解けるのを待つか、凍ってしまった部分にタオルや布などをかぶせて、その上から「ぬるま湯」をまんべんなくかけゆっくり溶かしてください。お湯がない場合はドライヤーをあてるのも効果的です。

※決して熱いお湯をかけないでください。水道管が破裂する恐れがあります。

### 水道管が破裂したら

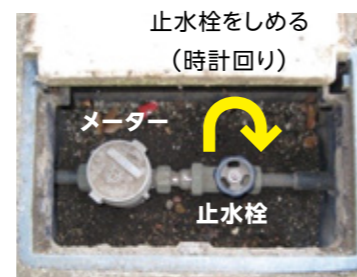
- ① メーターボックスの中の止水栓を閉めて漏水を止める
- ② 最寄りの「阿蘇市指定給水装置工事事業者」に連絡して修理を依頼してください。

※修理費用は工事の内容によって異なります。詳しくは水道工事店に直接お問い合わせください。

**Check**

### 長期間留守にする人、空き家・空き部屋をお持ちの人へ

長期間不在にする場合は上下水道課または水道分室に「閉栓（休止）届」を提出し、蛇口の立ち上がりやボイラーなどの凍結防止を心がけてください。凍結による破裂が生じた場合、誰にも気付かれずに長期にわたって漏水状態になります。水道料金が高額になり修理費の負担も発生しますので特に注意しましょう。



▲市指定給水装置工事事業者

# 償却資産は申告が必要です

☎ 税務課 資産税係 22-3148



▲市HP

※新規に事業を開始した人や、償却資産を所有している申告書が届いていない人は、市ホームページからダウンロードするか、税務課資産税係まで連絡してください。

阿蘇市内に償却資産を所有している人は、個人・法人にかかわらず、確定申告とは別に毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。12月下旬までに「償却資産申告書」を郵送します。1月31日までに提出してください。

定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使用する構築物、機械、器具、備品など、減価償却費として計上されている償却資産についても課税の対象となります。

## 償却資産の例

<b>農業</b> ビニールハウス 耕運機など 	<b>林業</b> 林業用機械 林業用設備など 	<b>建設業</b> パワーショベル 発電機など 	<b>電気供給業</b> 太陽光パネル 風力発電設備 	<b>小売業</b> 陳列ケース 冷凍冷蔵庫など 
<b>飲食業</b> 厨房設備 冷凍冷蔵庫 カラオケ機器など 	<b>ガソリンスタンド</b> オイルチャージャー 洗車機 独立キャノピーなど 	<b>理・美容業</b> 理・美容用椅子 洗面設備 消毒殺菌機器など 	<b>病院・医院</b> 医療機器 医療用ベッドなど 	<b>工場</b> 製造設備 受変電施設 配管パイプなど 

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車・小型特殊自動車は除きます。

### 申告期限

令和6年1月31日(水)

**Check**

### ご自身の固定資産をしっかりと把握しましょう

令和6年度の固定資産税の適正な課税のために、次の内容に当てはまる人は必ず12月31日までに届け出てください。

- ▷ 家屋を新築、増改築、取り壊したとき
- ▷ 未登記家屋を売買・相続・贈与などしたとき
- ▷ 家屋の用途変更（住宅から店舗への変更など）をしたとき
- ▷ 土地の利用状況を変更（地目の変更など）したとき